

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	21	府省庁名	国土交通省								
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )										
要望項目名	低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業により整備される住宅である特定建築物に係る住宅ローン減税の適用										
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                      平成24年度税制改正によって創設された、下記「認定低炭素住宅の促進のための特例措置」について、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素法」という。）第16条において低炭素建築物とみなされた住宅である特定建築物についても、同様に適用されるものとする。</p> <p>・ 特例措置の内容                      認定集約都市開発事業により整備される特定建築物の新築、取得をした場合に、住宅ローン減税制度の最大控除額まで所得税が控除されない者について、最大控除額から所得税額を引いた額（上限9.75万円）を、翌年度の住民税額から控除する。                      住宅ローン減税制度の控除対象借入限度額の引き上げ（H25.12.31まで）</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">居住年</th> <th style="padding: 5px;">控除期間</th> <th style="padding: 5px;">住宅借入金等の 年度末残高の限度額</th> <th style="padding: 5px;">控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">平成25年</td> <td style="padding: 5px;">10年間</td> <td style="padding: 5px;">3,000万円 (一般住宅2,000万円)</td> <td style="padding: 5px;">1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">（参考）平成24年については4,000万円の限度額が措置</p>			居住年	控除期間	住宅借入金等の 年度末残高の限度額	控除率	平成25年	10年間	3,000万円 (一般住宅2,000万円)	1%
居住年	控除期間	住宅借入金等の 年度末残高の限度額	控除率								
平成25年	10年間	3,000万円 (一般住宅2,000万円)	1%								
関係条文	地方税法附則第5条の4の2										
減収見込額	(初年度)      —      ( — )      (平年度)      —      ( — )      (単位：百万円)										
要望理由	<p>(1) 政策目的                      国際的な中長期的なエネルギー需給の逼迫、地球温暖化問題の深刻化、原発事故の発生等エネルギーをめぐる環境変化に対応するため、住宅の低炭素化を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性                      平成24年度税制改正において、低炭素法第2条第3項に規定する低炭素建築物のうち一定の住宅の新築等については、住宅ローン減税制度が創設されたところである（地方税法附則第5条の4の2に基づく租税特別措置法第41条第5項）。低炭素法第9条第1項に定める集約都市開発事業において整備された特定建築物（低炭素まちづくり計画に係る計画区域内における病院、共同住宅その他多数の者が利用する建築物）は、同法第16条により、低炭素建築物とみなされる。                      当該特定建築物に係る集約都市開発事業計画は、同法第54条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合したものとして所管行政庁に認定されたものであり（同法第10条第1項第2号）、当該計画に基づき整備された特定建築物は低炭素建築物と同等の優れた省エネ性能等を有するものである。                      よって、当該低炭素建築物とみなされた住宅である特定建築物についても、認定低炭素住宅の促進のための特例措置を適用するものである。</p>										
本要望に対応する縮減案	—										

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）」において、「ZEH（ネットゼロエネルギーハウス）等の実現・普及の推進」、「都市の低炭素化の促進に関する法律の制定による住宅・建築物の低炭素化等の加速」を実施することとされている。</p> <p>「エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「民生部門のエネルギー消費に長期にわたり大きな影響を与える、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上をさらに進める」、「2020 年までに ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を標準的な新築住宅とする・・・2030 年までに新築住宅の平均で ZEH の実現を目指す」こととされている。</p> <p>「新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）」において、「住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー/ゼロエミッション化に向けた（略）既存住宅・建築物の省エネ化促進、省エネ性能を評価するラベリング制度の構築等」を実施することとされている。</p> <p>また、「住生活基本計画（平成 23 年 3 月 15 日閣議決定）」において、「家庭部門の CO2 削減を図るため、住宅の省エネルギー性能の向上とエネルギーの使用の合理化を進める」、「新築住宅の省エネ基準への適合義務化や誘導水準の導入・・・を図る」こととされている。</p> <p>（政策評価体系における位置付け）          政策目標 3 地球環境の保全          施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う</p>
	政策の達成目標	<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成 11 年基準）達成率          100%（平成 32 年度）          ※認定低炭素住宅は、省エネ基準（平成 11 年基準）を超えるものであるため、目標達成に資する施策である。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間  同上の期間中の達成目標	<p>1 年間（認定低炭素住宅の促進のための特例措置に連動）</p> <p>エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成 11 年基準）達成率          100%（平成 32 年度）</p>

	政策目標の達成状況	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）達成率 45%（平成23年度）
有効性	要望の措置の適用見込み	適用見込み 120件（平成25年度）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置が適用されることで、認定低炭素住宅を普及し、政策目標に寄与することが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 国税（所得税、登録免許税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金 （平成25年度予算要求額 15,055億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業費等に対する国庫補助等は集約都市開発事業の施行者に対して行うものであり、本特例措置の支援対象（エンドユーザー）とは明確な区別がなされている。
	要望の措置の妥当性	集約都市開発事業において住宅床を取得したエンドユーザーを個別に捕捉して予算上補助していくことは、行政の効率性の観点から非効率であり、税制上の特例措置によることが相当である。 また、平成24年度税制改正において認定低炭素住宅について特例措置が創設されており、同一の基準に基づき認定低炭素建築物とみなされた住宅である特定建築物についても当該措置を適用させるのが、妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度 新規